

2023年3月28日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 e n i s h 住 所 東京都港区六本木六丁目 1 番 20 号 代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 安 徳 孝 平 (コード番号: 3667) 問い合わせ先 取締役執行役員管理本部長 高 木 和 成

問い合わせ先 取締役執行役員管理本部長 局 木 和 成 TEL. 03 (6447) 4020

<u>当社に対する訴訟の提起に関するお知らせ</u>

当社に対して、2023年3月8日付けで訴訟が提起され、2023年3月27日に訴状の送達を受けましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 訴訟が提起された裁判所及び年月日

提起された裁判所 東京地方裁判所 提起された日 2023年3月8日 当社への訴状送達日 2023年3月27日

2. 訴訟の原因及び訴訟提起に至った経緯

当社は、2022年6月に、原告である株式会社 HashPalette(以下「原告」といいます。)と業務委託契約書(以下「本契約」といいます。)を締結し、原告より受託案件としてブロックチェーンゲーム『De:Lithe Φ (ディライズ ファイ)』の開発を進めて参りました。また、原告との本契約締結時点では、ゲームのロードマップやリリース時期等は確定しておらず、当社は、本契約締結後も、原告との間でゲームの開発条件についての協議を継続しておりました。

しかしながら、原告は、2023年2月15日に、ゲームの開発に大幅な遅延の可能性が生じており、当社が製品版の納品期限を徒過しているとの趣旨の情報開示を行いました。原告の開示内容については、当社が2023年2月15日に開示した「当社に関する『事実とは異なる情報掲載』についてのお知らせ」及び2023年2月16日に開示した「『De:Lithe Φ (ディライズ ファイ)』の開発に関する現状と当社の認識について」のとおり、当社の認識に反するものです。

そのような状況下において、原告は、本契約の履行遅滞に基づく契約解除を理由に、不当利得返還請求として、当社に対し、当社が受領済みの業務委託料1億7,600万円(税込)の返還を求める訴訟を提起したものであります。

3. 訴訟を提起した者の概要

名称 株式会社 HashPalette

所在地 東京都港区芝四丁目 5番 10号 EDGE 芝 4 丁目ビル 10 階

代表者の役職・氏名 代表取締役 吉田 世博

4. 訴訟の内容

内容不当利得返還請求訴訟の目的の価額1億7,600万円

5. 今後の見通し

当社といたしましては、今後、原告の主張及び請求内容を精査し適切に対処してまいります。 なお、本件訴訟による当社の業績への影響等は現時点で不明ですが、今後の進捗に伴い、開示すべき事項が判明した場合には、速やかにお知らせいたします。

以上